

本件連絡先

泉南市市民生活環境部市民課

担当：森

TEL：072 - 483 - 7791

Mail：shimin@city.sennan.lg.jp

令和5年3月29日

報道機関 各位

改製原戸籍謄本の誤交付について

市民生活環境部市民課において、改製原戸籍謄本（※）を誤交付した事案が発生しましたので、下記のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

本件事案を厳粛に受け止め、全職員に対して再度個人情報を厳重に取り扱うこと、証明書の交付の取り扱いについて厳正を期すことを徹底し、今後このような事案が生じることのないよう努めてまいります。

記

1 概要

司法書士からの職務上請求に基づく改製原戸籍謄本の交付請求に対し、誤って請求対象ではない方の改製原戸籍謄本を交付してしまったものです。

2 経緯

令和5年3月1日(水) 司法書士から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」により、A様の改製原戸籍謄本及び戸籍の附票の請求を受理し、同日発行処理を行い3月3日に発送する。

3月4日(土) 泉南市からの郵便を司法書士が確認し、請求した内容とは異なる改製原戸籍謄本が送付された旨を泉南市宛に連絡いただくが、閉庁日のため連絡を確認したのは3月6日月曜となった。

3月6日(月) 担当者が司法書士事務所からの連絡を確認する。誤交付事案の発生を現認し、直ちに全容を把握するため調査を開始する。調査の結果、交付履歴などからA様の改製原戸籍謄本を交付せず、誤ってB様の改製原戸籍謄本を交付してしまったことが判明する。司法書士事務所に連絡を取り、現段階での調査結果の内容を説明、本来の請求対象であるA様の改製原戸籍謄本を発送する。

3月15日（水） 大阪法務局岸和田支局による現地指導を受け、処理方法や再発防止策等について、助言をいただく。

事案の把握後、直ちに関係者宅を訪問し、誤交付事案が発生したこと、経緯、原因等を説明し謝罪しました。また、請求先司法書士の方のご厚意、ご尽力により、誤交付したB様の改製原戸籍謄本は嚴重に保管の後、泉南市に返送いただきました。

3 原因

請求内容に基づき戸籍関係証明書発行用のシステムで対象者を検索する際、生年月日で検索した結果、同一生年月日である複数人の選択肢の中からの選択操作を誤り、システムから出力された書類と請求書の内容との突合をする際にもミスに気付くことができませんでした。また、別の担当者が発送前の再確認をした際にも書類の誤りに気付くことができませんでした。

4 今後の再発防止策

- (1) 複数の担当者が個別に確認を繰り返すだけでなく、担当者間で書類を回付する際に、システムから出力した証明書類の内容と請求内容との突合内容を読み合わせるなど確認を嚴重に行います。
- (2) 個人情報の重大性を職員全員に再認識させるとともに、慎重かつ緊張感を持って業務を遂行するよう徹底させてまいります。

※ 改製原戸籍謄本

戸籍法の改正によって、戸籍の様式などが変更され、新しい様式の戸籍に書き替えされた場合に、書き替え前の戸籍のことを「改製原戸籍」といいます。

また、戸籍を電算化する際に元になった紙ベースの戸籍のことも「改製原戸籍」といいます。